

## より良い行政サービスの提供を目指して 4月から町の組織の一部が変わります

第5次総合計画を確実に進め、効果的な行政運営を行うために、町の組織が変わります。

課の名称	班の名称
企画課 ☎85-9560	政策秘書班(①)
	企画調整班
総務課(②) ☎85-9561	広報情報班 (☎85-9572)
	庶務班
	職員班
子育て支援課 ☎85-9595	総合窓口
	防災安全班(③)
健康福祉課 ☎85-7790 (さくら館☎85-0800)	子育て推進班(④)
	こども家庭班(⑤)
保険年金課 ☎85-9564	保育園
	福祉班
	健康推進班(さくら館)
	長寿介護班(⑥)
	保険年金班(⑦)
	保険収納班

変更があった課、班の仕事  
①(前) 政策秘書室政策班と秘書班の仕事を引き継ぎます。

●3月まで

室・課の名称	班の名称
政策秘書室	政策班
	秘書班
企画課	企画調整班
	広報情報班
庶務課	庶務班
	職員班
	総合窓口
防災課	防災班
	交通安全推進班
健康福祉課	子育て支援班
	保育園
	福祉班
	健康推進班(さくら館)
保険年金課	長寿班
	介護保険班
	国保年金班
	保険収納班

## 消防庁長官表彰 永年勤続功労章



町消防団副団長の栗原宏臣さん(仙石原)が、永年にわたり消防発展に寄与した功労が認められ、3月5日、「平成21年度消防功労者消防庁長官表彰式」で総務省消防庁から表彰されました。

## 家を建てるときは… 助成制度の活用を!

人口の定着化や労働力の確保を図るために、町内に自ら居住する住宅または土地の取得など(新築、建替、購入、増改築および耐震診断調査に基づく住宅耐震補強工事や土地の購入)をする場合、金融機関(横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫、かながわ西湘農業協同組合)から借り入れた資金の利子や保証料の助成を行っています。

なお、申請期限はいずれも住宅資金借入れの日から6か月以内です。

## 個人住宅取得資金 利子補給制度

金融機関から借り入れた住宅取得資金の支払利子を補給します。

**対象** 住宅または土地を取得する。住宅または土地を取得し、金融機関から借り入れた住宅資金のうち1,000万円を限度、かつ年利3%以内)交付期間 5年以内

**対象** 住宅または土地を取得し、金融機関から借り入れた住宅資金のうち50万円以上借入れ、その際に融資保証料を支払った方

**補助額** 融資保証料に1/2を乗じて得た額(限度額15万円)

**交付方法** 毎年度申請に基づき、5年間で分割交付

**所得要件** いずれの制度も前年の年収額(自営業の場合は、営業用の経費を差し引いた年間所得額)が800万円以下の方

照会先 企画課 ☎85-9560

## 個人住宅取得資金 融資保証料補助金制度

金融機関から住宅取得資金を借り入れた際に支払った融資保証料の一部を補助します。

**対象** 住宅または土地を取得し、金融機関から住宅資金として50万円以上借入れ、その際に融資保証料を支払った方

**補助額** 融資保証料に1/2を乗じて得た額(限度額15万円)

**交付方法** 毎年度申請に基づき、5年間で分割交付

**所得要件** いずれの制度も前年の年収額(自営業の場合は、営業用の経費を差し引いた年間所得額)が800万円以下の方

照会先 企画課 ☎85-9560

## 新しい「ごみの分別」 にご協力を!

ごみの資源化や減量化を推進するとともに、ごみ処理の安全性の向上、CO2排出量低減を目的として、今月からごみの新たな分別収集を始めます。

**新しい「ごみの分別」**  
ごみの資源化や減量化を推進するとともに、ごみ処理の安全性の向上、CO2排出量低減を目的として、今月からごみの新たな分別収集を始めます。

②(前) 庶務課と(前) 防災課が統合し、総務課となります。

③(前) 防災課防災班と交通安全推進班の仕事を引き継ぎます。

④(前) 健康福祉課子育て支援班の仕事のうち、子育て支援事業、児童福祉、各種手当、小児医療に関する事務を引き継ぎます。

⑤(前) 健康福祉課子育て支援班の仕事のうち、母子保健、保育園に関する事務を引き継ぎます。

⑥(前) 健康福祉課長寿班と(前) 健康年金課介護保険班を統合します。

⑦名称変更のみで、事務に変更はありません。

照会先 企画課 ☎85-9560

## 指定ごみ袋のデザインを一新

現在使用中の「燃えるごみ専用袋」は、在庫が無くなり次第、「燃せるごみ指定袋」として新しいデザインに変わります。

なお、従来のごみ袋は、新たなごみ袋に切り替えた後も、そのまま使用できます。

※袋のサイズ、材質、厚み、価格などに変更はありません。

照会先 環境課☎85-9565

## 木造住宅耐震改修補助制度がスタート

地震に強いまちづくりを進めるために、建築物の耐震化を促進させるためのガイドラインとなる「箱根町耐震改修促進計画」を策定しました。

平成7年の阪神・淡路大震災では、たくさんの方の命が奪われましたが、このうちの多くが昭和56年以前の耐震基準で建築された建築物の倒壊によるものでした。このため、計画では、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%以上にするを目標に、本年4月から耐震改修補助制度を創設し、木造住宅の耐震化を促進していきます。

なお、これまで行ってきた簡易診断補助制度は、その対象を簡易診断から、より詳細な耐震診断ができる一般診断に変更します。また、神奈川県建築士事務所協会東西支部の協力を得て、簡易診断に替わる無料相談会などを行う予定です。

日程は、決定次第、広報紙やまちだよりでお知らせします。

ぜひ、この機会にあなたの家の耐震化について、考えてみてください。

制度名	対象建築物	対象	補助額
耐震診断(一般診断)補助制度	①～③すべてに該当する住宅 ①昭和56年5月31日以前に建築した建築物 ②木造2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅(併用住宅は、1/2以上が住宅の用途のもの) ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの	住宅所有者、居住者、滞納がない方	耐震診断に要する経費の1/2(上限4万円) ※通常、診断費用は、8万円～10万円程度かかるようです。
耐震改修補助制度	上記の①～③すべてに該当し、かつ耐震診断の結果が総合評点1.0未満のもの	住宅所有者、居住者、滞納がない方	耐震改修に要する経費の1/2(上限50万円)

## 容器包装プラスチック

**対象** カップ・バック・トレイ類、ボトル類、包装類など(プラスチック製またはビニール製で商品を入れたものや商品を包んだもの、商品を保護または固定するもので、中身を取り出した「使った」後、不要となるもの)

※マークが目印です。

**出し方** 汚れを落としてから透明または半透明の袋に入れて出してください。

**収集日(地域別)**  
○湯本・宮城野 毎月第1・3水曜日  
○温泉・仙石原・箱根 毎月第2・4水曜日

## スプレー缶類

**対象** スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター

**出し方** 中身を使い切り、「スプレー缶類」のカゴに出してください。

**収集日** 「燃せないごみ」の収集日と同日

なお、収集場所は、いずれも「燃せないごみ」の収集場所と同じです。

※新しいごみの分別実施にあたり、「ごみ収集カレンダー」と「資源とごみの分け方・出し方ガイド」を配布しました。まだ、手元に届いていない方は、連絡してください。

照会先  
・環境課☎85-9565  
・環境センター ☎83-6596

## 平成22年度 住宅用太陽光発電システムの 設置補助

本年度中に住宅用太陽光発電システムを設置する方に、設置費の一部を補助します。

**対象** 町内在住または住宅購入後町内に転入する個人の方(店舗・事務所併用住宅は、電気契約が個人の場合のみ対象)

**補助要件** 設置工事の着手前(新築の場合は基礎工事開始前)またはシステム付き住宅の購入前までに申請し、平成23年3月31日(木)までに工事が完了すること

**補助額**(1kw当たり)  
○町 4万円(上限8万円)  
○県 2万円(上限7万円)

※町と県で合計最高15万円です。町への申請により、県の分が上乘せられます。

照会先 企画課 ☎85-9560

**春の全国交通安全運動**  
4月6日(火)～15日(木)

**「安全は心と時間のゆとりから」**

照会先 都市整備課 ☎85-9566

